

第12章 その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げることとしたものである。

(1) アルゼンチンの輸入ライセンス制度

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、2008年11月に金属製品（エレベータなど）等約400品目について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、2011年2月には、この対象品目が約600品目に拡大された。

さらに、アルゼンチン政府は、輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出又は国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っている。

また、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。このため、輸入をしようとする事業者は、輸入手続に着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。

なお、2013年1月、非自動輸入ライセンス制度は廃止されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として継続していた。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止するGATT第11条に違反する。また、輸出入均衡要求は具

体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定めるGATT第10条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT第11条に違反する。また、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009年以降、経済産業省、在アルゼンチン大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTOにおいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員会、TRIMs委員会及び物品理事会において、米国・EU等と協調して懸念を表明しており、特に、2012年3月には、日本・米国・EUを含む14か国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年5月にはEUがアルゼンチンに対し、WTO協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、同年8月、米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同年9月にジュネーブにおいて協議を実施した。しかしながら、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、日本は米国・EUとともにパネル設置要請を行った。パネルは2013年1月に設置され、2014年8月、アルゼンチンの輸入制限措置はGATT第11条第1項（数量制限の一般的廃止）に整合しないとの日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。2014年9月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、2015年1月、上級委員会は本件措置について報告書を

公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンに WTO 協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT 第 10 条及び輸入ライセンス協定第 1 条、第 3 条、第 5 条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は 2015 年 12 月末であったところ、2015 年 12 月 31 日に事前輸入宣誓供述制度 (DJAI) を撤廃し新たに輸入総合モニタリングシステム (SIMI) を使った輸入ライセンス制度を導入した。同制度では、一時輸入以外の全ての輸入について輸入ライセンスが必要とされ、全体の 87.6%が自動輸入ライセンス品目、残りが非自動輸入ライセンス品目（繊維、履き物、自動車・電子部品等）となっている。なお輸出促進や貿易手続の簡素化等の観点から、自動車・電子部品等が非自動輸入ライセンス品目から段階的に除外されていったが、2020 年 1 月、電子・電化製品、自動車、二輪車、自動車部品が対象に追加され、非自動輸入ライセンスの対象品目は全体の約 15%に拡大した。

なお、同制度では非自動輸入ライセンスの発給に関与する各政府機関はそれぞれ「10 日以内に申請を判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている。これまでは申請後最大 72 時間程度で非自動輸入ライセンスを取得出来ていたが、対象品目が拡大された 2020 年 1 月以降、審査に時間を要している案件が出てきており、WTO 協定に整合的な運用がなされているか、我が国は引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集する。

（数量制限に関する論点の詳細については、第 II 部第 3 章 主要ケース (4) 参照。）

（２）南アフリカの熱延鋼板類に対するセーフガード措置の延長調査

＜措置の概要＞

南アフリカ政府は、2016 年 3 月 24 日に南アフリカ政府が、熱延鋼板類 (Certain flat-rolled products of iron, non-alloy steel or other alloy steel) に対するセーフガード調査を開始し、2017 年 8 月 11 日に、3 年間（～2020 年 8 月 10 日）の SG 課税を発動した（1 年目 12%、2 年

目 10%、3 年目 8%）。

また、南アフリカ政府は、2020 年 7 月 24 日に本措置の延長調査開始について WTO に通報を行い、同年 8 月 7 日には、1 年間の措置の延長決定について国内向けに公告した（WTO 未通報）。

同年 9 月 14 日、南アフリカ国際貿易管理委員会 (ITAC) が企業向けに、措置延長決定は未了であり、3 年間の延長を検討している旨の重要事実の開示レターを通知した。

＜国際ルール上の問題点＞

2020 年 7 月の延長調査の開始通報後、いかなる根拠で措置が延長されているのか不明（セーフガード協定には、措置の暫定的な延長という規定はない。）であり、セーフガード協定第 7 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 12 条第 2 項、第 12 条第 3 項に違反する。

同年 9 月 8 日には聴開会が開かれたが、日本政府に対して通知がなく、関係する日本企業に対しても直前の 9 月 4 日に開催通知があるのみであった。セーフガード調査には「利害関係を有する者…が証拠及び自己の見解を提出することができる…適当な方法」を含まれるものとする、セーフガード協定第 3 条第 1 項に整合しない。

また、日本製品は価格、用途等の面で南アフリカ国内産品と競合関係になく、措置の対象に含むことは適切でない。

＜最近の動き＞

我が国は、2020 年 9 月 25 日に ITAC に政府意見書を提出し、セーフガード委員会（2020 年 10 月）の場でも懸念を表明した。

2021 年 12 月、南ア政府は延長調査の終了を発表し、これにより、延長措置は終了した。

（３）GCC の鉄鋼製品に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

GCC（湾岸協力理事会）¹は 2019 年 10 月 23 日に鉄鋼製品 9 カテゴリー（1. 熱延コイル及び鋼板、2. 冷延コイル及び鋼板、3. めっき鋼板、4. 有機被覆鋼板、5. 鉄

¹ 加盟国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

筋用棒鋼及び線材、6. 断面が円形、正方形、長方形の棒鋼、7. 溝形鋼、I 形鋼、H 形鋼（小型）、8. 山形鋼、溶接形鋼、その他熱間形鋼、9. 溶接及び継目無鋼管）の輸入に対するセーフガード調査を開始し、2020 年 7 月 23 日に損害認定通報した。同年 8 月 30 日に最長 2021 年 4 月までの調査延長について利害関係者に通知し、2021 年 1 月 5 日に調査品目の追加及び削除について公告した。

＜国際ルール上の問題点＞

措置の背景として世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置に言及しており、「事情の予見されない発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がセーフガードの発動要件とされていること（GATT 第 19 条第 1 項(a)）との整合性に懸念があった。

＜最近の動き＞

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会に懸念を表明していたが、2021年9月2日、GCC 閣僚会議は、セーフガード措置を実施しない旨決定した。かかるGCC閣僚会議の判断を評価したい。

（４）フラット・パネル・ディスプレイへの課税に関する GATT2 条違反

2017 年版不公正貿易報告書 179 頁参照。

